

水質等分析業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、水質分析等業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

(法令の遵守)

第2条 受注者は、委託業務の履行にあたり、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、計量法（昭和26年法律第207号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関係する法令を遵守しなければならない。

なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、発注者受注者協議するものとする。

(提出書類)

第3条 提出書類は以下に示すとおりとする。

(1) 業務着手時に提出する書類

①業務着手届（様式第16-1号）

②業務工程表（様式第17-1号）

③管理技術者等届（様式第18-1号）

（管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士（濃度関係）登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。）

④計量法による計量証明事業登録証の写し

⑤計量証明事業の登録簿の謄本の写し

⑥特定毒物研究者許可証の写し

⑦計量に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類

⑧分析項目ごとの分析手法（フロー）を示す書類

(2) 業務履行期間中に提出する書類

第6条（分析精度の管理確認）に関する書類

(3) 業務完了時に提出する書類（年度完了毎に提出）

①業務委託完了届（様式第20-1号）

②調査報告書 1部

③調査報告が記録された電子媒体（CD-R等）1式

④測定値を記録したチャート紙等の関係資料 1部

⑤業務記録写真 1部

（分析項目ごと及び主な分析手順ごとに撮影し、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。なお、同一方法により複数の項目を同時分析するものについて共通する部分の写真は、代表的なものを添付すればその他については省略できるものとする。また、分析を複数回実施する場合は、そのいずれかの分析について記録するものとする。）

(3) その他、調査職員が提出するように指示した書類

(技術者の配置等)

第4条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確に業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。

3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(業務内容)

第5条 受注者は、別紙「月別予定表」及び「分析検体数一覧」に示す分析項目と検体数を次の各号により行わなければならない。

(1) 分析調査の実施日と分析項目及び検体数

ア) 流入水水質分析

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

イ) 放流水水質分析

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

ウ) 砂ろ過水

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

エ) 溶融スラグ(溶出試験及び含有試験)

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

オ) 汚泥(溶出試験及び含有試験)

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

(2) 試料の引渡

発注者が指定した場所とする。

(3) 分析の方法

分析の方法は、以下に示す方法によるものとする。

水質分析

①下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)

②環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)

スラグ溶出試験

土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日環境省告示第46号)

スラグ含有試験

土壌汚染状況調査の測定分析方法に関する告示(平成15年3月6日環境省告示第19号)

汚泥溶出試験

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)

を基本とし、目的に適した方法とする。

汚泥含有試験

土壌汚染状況調査の測定分析方法に関する告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）

なお、分析方法は最新の改正によるものとする。

(4) 容器の保管

受注者は、試料の容器を責任を持って保管し、洗浄して返却しなければならない。

(分析精度の管理確認)

第6条 受注者は、当該業務を実施するにあたり、自ら実施する分析精度の管理に関する書類を提出しなければならない。

(分析結果の報告)

第7条 受注者は、調査実施日から起算して10日以内に分析結果を以下に示す書類で報告しなければならない。また、その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）についても速やかに提出するものとする。

①計量証明書

②水質等分析結果報告書

③その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）

2. 受注者は、分析業務にあたり試料ごとに示される基準値を把握しなければならない。
3. 受注者は、各項目基準値を超える水質分析結果が得られたときは、直ちに発注者に連絡しなければならない。

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第8条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(疑義の解釈)

第9条 この仕様書の各事項に疑義を生じた場合、又は定めのない場合は、発注者と受注者において協議してこれを定めるものとする。

平成30～34年度 月別予定表

二上浄化センター 月別予定表

分析回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度	1回当りの分析項目数
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
流入水	1		1		1		1		1		1		6	月2回 偶数月	11項目 3項目
放流水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回 偶数月	11項目 3項目
溶融スラグ 含有	1		1		1		1		1		1		6	年6回 年2回	28項目 10項目
脱水汚泥 含有					1		1		1		1		2	年2回	稼働炉(2,3,4号炉のいずれか) 同上
乾燥汚泥 含有					1		1		1		1		2	年2回	17項目
					1		1		1		1		2	年2回	17項目

神通川左岸浄化センター 月別予定表

分析回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度	1回当りの分析項目数
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
流入水														月2回	13項目
海域放流水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回	13項目
砂ろ過水(放流水)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回	13項目
溶融スラグ 含有	1		1		1		1		1		1		6	年6回 年2回	28項目 10項目
脱水汚泥 含有					1		1		1		1		1	年1回	稼働炉(1,2号炉のいずれか) 同上
乾燥汚泥 含有					1		1		1		1		2	年2回	24項目 13項目
					1		1		1		1		2	年2回	13項目

四屋浄化センター・伏木浄化センター 月別予定表

分析回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度	1回当りの分析項目数
					1								1		
脱水汚泥 含有					1								1	年1回	24項目
					1								1	年1回	9項目

測定時期について

※原則第1、3火曜日とする。なお休業日の時は翌週に移動。

※二上流入放流3項目(有機燐、アルキル水銀、PCB)は2ヶ月に1度(偶数月の後半)とし、流入・放流11項目(ジクロロメタン他)は、月2回測定

※スラグ溶出は2ヶ月に1回(偶数月の後半)

※スラグ含有、汚泥含有、乾燥汚泥含有は半年に1回(8月、2月の後半)

平成30～34年度

二上浄化センター、神通川左岸浄化センター及び高岡市公共下水道浄化センター（四屋、伏木）

分析検体数一覧（1ヶ年あたり）

項目	流入水		放流水		砂ろ過水		溶融スラグ				脱水汚泥				乾燥汚泥				高岡市公共下水道汚泥				検体数 合計
							溶出		含有		溶出		含有		含有		溶出		含有				
	二上	神左	二上	神左	二上	神左	二上	神左	二上	神左	神左	二上	神左	二上	神左	二上	神左	四屋	伏木	四屋	伏木		
水素イオン濃度 (pH)																							0
生物化学的酸素要求量 (BOD)																							0
化学的酸素要求量 (COD)																							0
浮遊物質量 (SS)																							0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量																							0
沃素消費量																							0
陰イオン界面活性剤																							0
塩素イオン													2			2							4
窒素含有量																							0
リン含有量																							0
大腸菌群数																							0
フェノール類																							0
銅及びその化合物									2	2		2		2		2							8
亜鉛及びその化合物												2		2		2							4
鉄及びその化合物 (溶解性)												2		2		2							4
マンガン及びその化合物 (溶解性)												2		2		2							4
クロム及びその化合物												2		2		2							4
カドミウム及びその化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1		29
シアン化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1			29
有機リン化合物	6	24	6	24		24	6	6			1	2	2	2	2	1	1					107	
鉛及びその化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1				29
六価クロム化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1				29
砒素及びその化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1				29
水銀及び有機水銀その他の水銀化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1				29
アルキル水銀化合物	6	24	6	24		24	6	6			1	2	2	2	2	1	1					107	
ポリ塩化ビフェニル	6		6				6	6			1	2	2	2	2	1	1					35	
トリクロエチレン、テトラクロエチレン							6	6			1					1	1					15	
ジクロロメタン	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
四塩化炭素							6	6			1					1	1					15	
1,2-ジクロロエタン	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
1,1-ジクロロエチレン	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
γ-1,2-ジクロロエチレン	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
1,1,1-トリクロロエタン							6	6			1					1	1					15	
1,1,2-トリクロロエタン	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
1,3-ジクロロプロパン	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
クロロエチレン							6	6															12
ベンゼン	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
チラウム	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
シマジン	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
チオベンカルブ	24	24	24	24		24	6	6			1					1	1					135	
セレン及びその化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1				29
ほう素及びその化合物							6	6	2	2		2	2	2	2				1	1			26
ふっ素及びその化合物							6	6	2	2		2	2	2	2					1	1		26
亜硝酸性窒素																							0
硝酸性窒素																							0
アンモニア性窒素																							0
1,4-ジオキサン	24	24	24	24		24	6	6															132
ニッケル																							0
金属鉄									1	1													2
前処理費 (溶出)							6	6			1					1	1						15
前処理費 (含有)									2	2		2	2	2	2					1	1		14

枚数	表紙共 5 枚
設計年月	2018年1月

--

平成30年度～平成34年度

水質等分析業務委託 参考数量調書

(公財)富山県下水道公社
施設管理課

総括表

委託業務価格 円

消費税相当額 円

設計額 円

履行場所	履行内容
高岡市二上字梅田313-3 二上浄化センター	・二上浄化センター及び神通川左岸浄化センターの流入水、放流水の水質試験および溶融スラグ、汚泥等の溶出、含有試験等の分析業務
射水市海竜町23-2 神通川左岸浄化センター	
高岡市四屋地内 四屋浄化センター	・高岡市公共下水道浄化センター（四屋、伏木）の脱水汚泥の溶出・含有試験の分析業務
高岡市伏木地内 伏木浄化センター	

委託費内訳表

費目	細目	数量	単位	金額	備考
1 委託業務価格(税抜き)					
H30年度		1	年		
H31年度		1	年		
H32年度		1	年		
H33年度		1	年		
H34年度		1	年		
小計					
2 消費税相当額					
H30年度	税率'8%	1	式		
H31年度	税率'8%	1	式		
H32年度	税率'8%	1	式		
H33年度	税率'8%	1	式		
H34年度	税率'8%	1	式		
小計					
3 設計額(税込)					
H30年度		1	年		
H31年度		1	年		
H32年度		1	年		
H33年度		1	年		
H34年度		1	年		
小計					

委託業務明細表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
水質等分析業務費						
塩素イオン		4	検体			
銅及びその化合物		8	検体			
亜鉛及びその化合物		4	検体			
鉄及びその化合物 (溶解性)		4	検体			
マンガン及びその化合物 (溶解性)		4	検体			
クロム及びその化合物		4	検体			
カドミウム及びその化合物		29	検体			
シアン化合物		29	検体			
有機磷化合物		107	検体			
鉛及びその化合物		29	検体			
六価クロム化合物		29	検体			
砒素及びその化合物		29	検体			
水銀及びアマルガム銀その他の水銀化合物		29	検体			
アルキル水銀化合物		107	検体			
ポリ塩化ビフェニル		35	検体			
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン		15	検体			
ジクロロメタン		135	検体			
小計①						

委託業務明細表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
四塩化炭素		15	検体			
1. 2-ジクロロエタン		135	検体			
1. 1-ジクロロエタン		135	検体			
1,1,2-ジクロロエタン		135	検体			
1. 1. 1-トリクロロエタン		15	検体			
1. 1. 2-トリクロロエタン		135	検体			
1. 3-ジクロロプロパン		135	検体			
クロロエチレン		12	検体			
ベンゼン		135	検体			
チラウム		135	検体			
シマジン		135	検体			
チオベンカルブ		135	検体			
セレン及びその化合物		29	検体			
ほう素及びその化合物		26	検体			
ふっ素及びその化合物		26	検体			
1. 4-ジオキサン		132	検体			
金属鉄		2	検体			
前処理費 (溶出)		15	検体			
前処理費 (含有)		14	検体			
小計②						
小計①+②						
端数処理						
合計						